

国立天文台科学諮問委員会規則

平成 30 年 3 月 9 日

国天規則第 2 号

(設置)

第 1 条 共同利用等に関して必要なことを議論するため、別表に掲げる対応プロジェクト室及び科学研究部（以下、「対応プロジェクト室等」という。）に、次の各号に掲げる科学諮問委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 すばる科学諮問委員会
- 二 TMT 科学諮問委員会
- 三 ALMA 科学諮問委員会
- 四 VLBI 科学諮問委員会
- 五 CfCA 科学諮問委員会
- 六 科学研究部科学諮問委員会

2 前項の各委員会の下に、必要に応じて共同利用時間割り当て委員会（Time Allocation Committee: 以下「TAC」という。）を置く。

3 TAC について必要な事項は、委員会が別に定める。

(任務)

第 2 条 委員会は、台長の諮問について答申をし、又は台長に意見を具申する。

2 委員会は、大型装置の共同利用を中心とした運用について議論を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、対応プロジェクト室等の長が定めた人数の委員をもって組織する。

2 委員会は、対応プロジェクト室等の構成員以外の者により組織する。

(委員の決定・委嘱等)

第 4 条 委員は、対応プロジェクト室等の長からの推薦に基づき、台長が決定する。

2 委員は、国立天文台の職員については台長が指名し、大学の教員及びその他の者については台長が委嘱する。

3 台長は、委員を指名又は委嘱したときは、運営会議に報告する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 6 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、対応プロジェクト室等の長からの推薦を受け、台長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となり会務を総括する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(開催)

第7条 委員会は必要に応じて開催する。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会には、対応プロジェクト室等の長又はその代理の者が陪席することとする。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務部研究推進課と対応プロジェクト室等の事務担当が協力して処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年9月8日から施行する。

別表（第1条，第3条，第4条，第6条，第9条，第10条関係）

| | |
|---------------------------------------|--------------|
| 対応プロジェクト室等 | 科学諮問委員会 |
| ハワイ観測所 | すばる科学諮問委員会 |
| TMTプロジェクト | TMT科学諮問委員会 |
| アルマプロジェクト 野辺山宇宙電波観測所 ASTEプロジェクト | ALMA科学諮問委員会 |
| 水沢VLBI観測所 | VLBI科学諮問委員会 |
| 天文シミュレーションプロジェクト | CfCA科学諮問委員会 |
| 科学研究部 | 科学研究部科学諮問委員会 |